

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟市民病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第4号

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市民病院事務専決規程（平成20年新潟市民病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改め、同表第1（1）の表第5項の項中「不服申立て、訴訟」を「訴訟」に改め、同表第9項の項中「、異議申立書」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新潟市民病院事業管理者の処分又は不作為についての不服申立てに関する方針の決定及び異議申立書の受理に係る専決については、なお従前の例による。